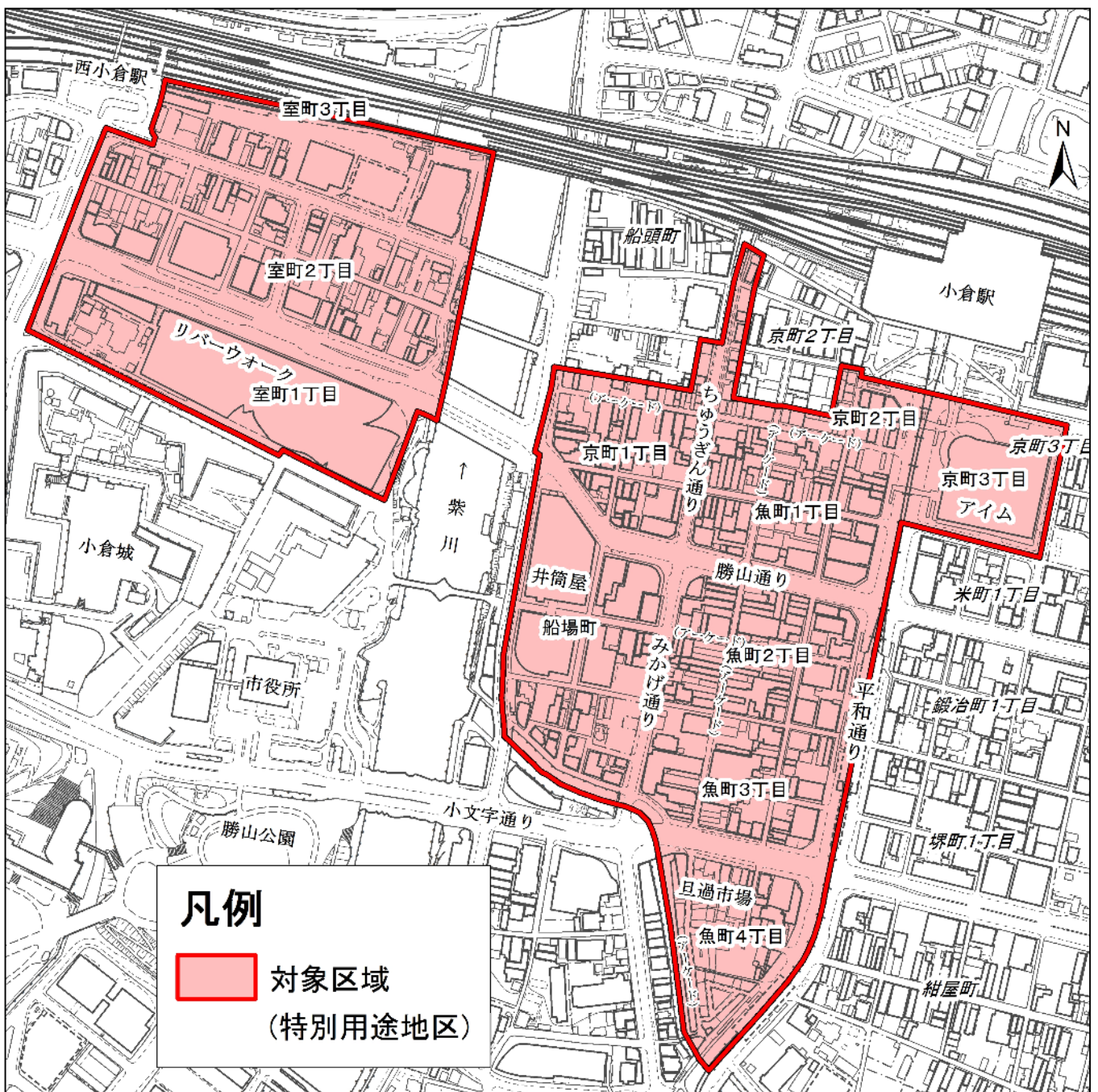


## 小倉都心小売商業振興特別用途地区における建築制限について

小倉都心部において、社交飲食店、遊戯施設、性風俗施設等の新規立地が制限されています。

JR小倉駅小倉城口（南口）周辺・室町地区の一带において、小売商業の振興を図り、安全で魅力ある市街地の形成を目的として、「小倉都心小売商業振興特別用途地区」を指定しています。対象区域内では、風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）の営業許可が必要な社交飲食店※、パチンコ店、ゲームセンター、性風俗施設等の新規立地が規制されていますので、ご注意ください。（詳細は裏面をご参照ください。）

※社交飲食店等（風営法2条1項1号営業）は2019年(令和元年)7月から追加で規制



区域内に入っているか不明な場合や、区域の内外にまたがる場合の取扱い、そのほかご不明なことは、北九州市建築都市局都市計画課へお問い合わせください。(Tel.093-582-2451)

# 「北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例」の概要

## ■ 規制内容

建築基準法第49条第1項に基づき、以下の規制内容を条例に定めています。

建築してはならない建築物 (用途変更も含む)	具体例	規制開始
風営法第2条第1項第1号に掲げる営業の用に供する建築物	客の接待をして客に遊興 または飲食させる営業 (社交飲食店等) ・キャバレー ・キャバクラ 等	2019年 (令和元年) 7月から
風営法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物。ただし、次に掲げる建築物を除く。 ・まあじゃん屋の営業の用に供する建築物 ・1階以外の階において、その階の床面積に対し、風営法第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供する部分の床面積の占める割合が10分の1を超えない建築物	・パチンコ店 ・ゲームセンター 等 (eスポーツ施設は、条件を満たせば建築可能※)	2007年 (平成19年) 6月から
風営法第2条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物	・ソーブランド ・店舗型ファッションヘルス ・ストリップ劇場 ・ラブホテル ・アダルトショップ 等	eスポーツ施設 規制緩和 2019年 (平成31年) 1月から
風営法第2条第9項の店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物	・テレホンクラブ	

風営法に掲げる営業に該当するかは、小倉北警察署生活安全課にご確認ください。

### ※ eスポーツ施設の立地規制緩和

eスポーツに関連する施設については、風営法第2条第1項第5号に掲げる営業の用に供する建築物(ゲームセンター等)として風俗営業許可が必要なものも、平成31年1月から、**条件を満たせば立地が可能**になりました。

北九州市建築審査会の意見を聴いての立地許可となります。

( eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器によるゲームを使った対戦を、スポーツ競技として捉えたもの。 )

【条件】・小売商業振興に寄与すると考えられるものであること。

・立地に関して、商店街組合及び自治区会の同意を得ていること。

## ■ 条例の施行日

2007年(平成19年)6月29日

2019年(令和元年)7月12日改正

### お問い合わせ先

北九州市 建築都市局 都市計画課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

TEL: 093-582-2451